

# 自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
  2. 行政の主体性の確立
  3. エセ同和行為の排除

No. 381

2018年(平成30年)11月25日発行

発行所：自由同和大阪府本部事務局  
 堺市堺区宿屋町西1丁目22号 三徳ビル3F  
 電話(072)224-1111  
 発行人：阪本孝義  
 定価一部500円 年間6000円(送料込み)  
 振込：三菱UFJ銀行堺支店(普)0016138

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

自由民主党・幹事長  
衆議院議員 二階 俊博 様

## 同和問題の早期完全解決にむけた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年間に渡り続けられてきました同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

地方公共団体では、差別事象が減少してきていることから、施策の見直しや廃止など、同和対策の終結に向けた取り組みが始まっていますが、同和問題は解決の過程にあるものの完全に解決された状態ではなく、今回の「法」の成立はこのような取り組みに歯止めを掛けるものであると期待しています。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、次期国会へ提出される予定の「LGBT理解増進法案」、いずれの法律も人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じようとの記載がありますが、「人権擁護法案」や「人権委員会設置法案」が廃案になったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されていますし、平成29年7月に人種差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回の報告に対しても、本年8月に審査があり、その結果でも同じ勧告が同月の30日に公表されました。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していますが、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」条項があり、他の条約と同じように実施状況の国連への報告義務があります。

第1回の報告を平成28年6月に提出されていますが、この報告に対する国連の委員会からの見解で同じような勧告が出されることが予想されます。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

平成30年11月22日

自由同和会中央本部  
会長 川上 高幸



川上高幸中央本部会長あいさつ



幹事長 二階俊博衆議院議員ごあいさつ

# 平成30年度幹部研修会開催される

平成30年11月22日(木) 定期中央省庁要請行動が午前に行われ、午後2時より「平成30年度幹部研修会」を自由民主党本部901会議室に於いて開催され、大阪府本部からも多数参加しました。

上田藤兵衛中央本部副会長の開会の挨拶、主催者を代表して川上高幸中央本部会長の挨拶、自由民主党を代表して幹事長二階俊博衆議院議員のご祝辞を頂戴しました。

その後、シンポジウムでは「学校での同和学習はどうあるべきか」―小・中・高それぞれの役割について―と題して、平河秀樹事務局長がコーディネーターを務め、パネリストに、関西大学社会学部 石元清英教授、京都産業大学文化学部 灘本昌久教授をお迎えして、活発なご意見が交わされ盛会裏に閉会しました。

## 第2回 自由同和会大阪府本部 チャリティーゴルフコンペ

平成30年11月13日(火) / 万壽カントリークラブ

平成30年11月13日(火)  
万壽カントリークラブに於いて、第2回チャリティーゴルフコンペを開催しました。



懇親会



### ●シンポジウム

テーマ「学校での同和学習はどうあるべきか」

― 小・中・高それぞれの役割について ―

- パネリスト  
 関西大学 社会学部教授 石元 清英  
 京都産業大学 文化学部教授 灘本 昌久  
 コーディネーター  
 自由同和会中央本部 事務局長 平河 秀樹



# 同和問題の早期完全解決にむけた要望書

自由同和会中央本部

## 法務省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
  - ア. 新たな施策は講じられるのか。
  - イ. 地方公共団体にはどのような指導をされるのか。
  - ウ. 部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実はあるのか。また、地方公共団体へはどのような指導をされるのか。
  - エ. 教育・啓発の予算は拡充されるのか。

また、地方公共団体への財政上の措置は拡充されるのか。

オ. 部落差別の実態に係る調査は、どのような手法、内容でされるのか。また、時期はいつ頃されるのか。

カ. 法務省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

キ. 他の省庁へはどのような指導をされるのか。

ク. 同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。

これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

なお、人権教育・啓発白書では平成23年度版から全文を加筆され、啓発冊子の人権の擁護では平成24年度版から、同和問題の現状について見直しをされているが、もう一段の見直しをされるとともに、(公財)人権教育啓発推進センターのHPの資料編の各種人権課題の資料は平成18年から平成23年までの古い資料ばかりなので、新しく作成された資料に書き換えるよう指導されたい。

ケ. 平成29年の同和問題に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数が86件になっているが、その人権侵犯の内訳を報告されたい。

コ. 部落差別をはじめあらゆる差別や虐待による人権侵害の被害者を、簡易・迅速・柔軟に救済する新たな人権救済制度としての「人権委員会」を創設されたい。

2. 「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が平成28年4月から完全施行されたが、障害者への差別をなくすための新たな施策を講じられるのか。

また、障害者の雇用に関して水増しがあつたとの報道がされているが、事実であれば徹底して原因を究明されるところに、身体・知的・精神それぞれに非常勤職員ではなく常勤職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。

3. 「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、ヘイトスピーチをなくすためにどのような施策を講じられるのか。また、被害者の救済はどのようにされるのか。

## 文部科学省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
  - ア. 新たな施策並びに予算は拡充されるのか。
  - イ. 文部省内外の職員と教員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。また、社会教育や家庭教育などを通じて実施される国民に対する教育啓発は拡充されるのか。
  - ウ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての最近の調査では、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。

これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

エ. 大学の教職課程では人権教育を必須にされたい。

ア. 奨学事業について

ア. 貧困で進学を断念する生徒をなくすため、給付型の制度を拡充されたい。

また、日本学生支援機構が実施する奨学制度の成績条件を撤廃し、無利子枠を増やすとともに、滞納者が増加していることから第2種も所得連動返還方式を導入されたい。

イ. 大阪府が実施している中学生を対象にした「塾代助成事業」のようなものを新たな事業として講じられないか。

3. 老朽化が目立つ教育集会所について、災害復旧事業と同等の補修・改築ができる制度を設けられたい。

4. 「障害者差別解消法」が平成28年4月から完全実施されたが、この法律を活用し、学校内部のバリアフリーを積極的に推進され、車イスを使用する児童・生徒も快適に学校生活を送れるよう、インクルーシブ教育を一層促進されたい。

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、多くの障害者が各種スポーツに参加できるよう、物理的な面の改善は勿論のこと、心のバリアフリーも大切であるので、交流の場になるようにスポーツ施設の共同利用ができる環境を整えられたい。

ウ. 障害者差別をなくすために、新たな施策は講じられるのか。

また、障害者の雇用に関して水増しがあつたとの報道がされているが、事実であれば徹底して原因を究明されるところに、身体・知的・精神それぞれに非常勤職員ではなく常勤職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。

5. 「いじめ防止対策推進法」が施行されて5年が経過したが、今年も悲惨な出来事が発生した。いじめ防止基本方針も策定され、昨年3月に改定されたことから、法の規定を踏まえ地方公共団体や学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等、必要な措置を講じるよう、徹底した指導をされたい。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの設置を拡充されたい。

6. 道徳教育が「特別の教科」になることから、差別を「しない、させない、見逃さない」は最高の道徳だと思われるので、教科の中で適正に位置付けをされたい。

7. LGB・Tの性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施等について」(教職員向け)の通

知を出されていますが、支援体制や相談体制が確立されるよう地方公共団体や学校に強力に指導されたい。

また、理解不足の教職員が多いことから、教職員に対する研修を徹底されたい。

なお、その際には、差別を過大に強調したり、行き過ぎたジェンダーフリーを絡めるリベラル系の講師には注意を払われたい。

## 厚生労働省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
  - ア. 新たな施策は講じられるのか。
  - イ. 厚生労働省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
  - また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。

2. 同和問題の最大の壁であった結婚についての最近の調査では、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

3. 「障害者差別解消法」が平成28年4月から完全実施されたことで、

ア. 新たな施策は講じられるのか。

イ. 全ての公的施設は法律の対象になることから、人権のまちづくりの拠点である隣保館を障害者や高齢者が利用し易いようにするため、バリアフリー化を一層促進されることともに、運営費の補助については実績や実情に応じた配分をされたい。

なお、公的施設である隣保館は、特定の団体や人達だけが利用するのではなく、あらゆる人達・団体が利用できるオープンな施設に隣保館がなれるよう強力な指導をされたい。

4. 公正採用選考人権啓発推進員を設置する企業の達成率を報告されたい。また、現在の100名以上を50名以上に企業の規模を引き下げられ、推進員を設置する企業の数を増やされたい。

なお、推進員に対する研修の中間を見直し、推進員が企業内でトップをはじめとする役員や従業員に、同和問題を解決するための研修ができるよう情報なども提供されたい。

また、就職活動の面接の際に、家族に関する質問やセクハラまがいの質問など、不適切な質問を行っている企業が存在することから、強力な指導をされることと、統一応募用紙を使用するよう徹底されたい。

就職差別をなくす取組を強化するため、ILO第110号条約を批准し、国内法を整備され、各種施策を拡充されたい。

6. 障害者の雇用に関しては、精神障害者も平成30年度から対象になり、更に法定雇用率も引き上げられたが、違反する企業をなくし、障害者の雇用が一層促進されるよう指導を徹底されたい。

また、障害者の雇用に関して水増しがあつたとの報道がされているが、事実であれば徹底して原因を究明されるところに、身体・知的・精神それぞれに非常勤職員ではなく常勤職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られると同時に、各省庁及び関係機関や地方公共団体へ強力な指導をされたい。

7. 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律が施行され、6年が過ぎたが、本法律では学校及び保育所等や医療機関については、通報義務がないので、定義の障害者虐待に加えられたい。

の人達が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

3. 同和向け公営・改良住宅について

ア. 今後の展望を示されたい。

イ. 応能応益の家賃制度を実施するよう地方公共団体を強力に指導されるところと、家賃の滞納をなくす取組を強化するよう地方公共団体を厳しく指導されたい。

ウ. 若年層が転出し、急激な高齢化が進むなか、一般に開放し、公募制を取り入れ、若年層を取り込むための施策として、例えば、新婚家庭や妊婦がいる家族を優先するとともに、家賃の割引をするなど新たな制度を考慮されたい。

エ. 建替えを行う場合には、単純な建替えではなく、民活を利用するなどして、低所得者だけの地域というイメージを払拭するため、バランスのとれたまちづくりされたい。

オ. 払い下げが積極的に促進されるよう地方公共団体を指導されたい。

カ. 死亡して数日か過ぎて発見される孤独死が今なお続いていることから、先進地域などを参考に、厚生労働省とより一層連携をとり対処されたい。

キ. 公営・改良住宅の管理を未だに地区の自治会や運動団体の役員に任せている地方公共団体があるが、混住化の促進や不正行為をなくすため、地方公共団体が管理・運営するよう強力な指導をされたい。

4. 「障害者差別解消法」が平成28年4月から完全実施されたことで、

ア. 新たな施策は講じられるのか。

イ. この法律の施行を機会にバリアフリーを一層促進し、障害者や高齢者と共生できるノーマライゼーションを達成されたい。

ウ. 公的施設などのバリアフリーは義務になるが、民間の施設は努力義務なので、民間施設のバリアフリー化がより一層促進されるよう「新バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の改正も視野に入られ、施策や予算の拡充をされたい。

エ. 障害者の雇用に関して水増しがあつたとの報道がされているが、事実であれば徹底して原因を究明されるところに、身体・知的・精神それぞれに非常勤職員ではなく常勤職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。

## 国土交通省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
  - ア. 新たな施策は講じられるのか。
  - イ. この法律の施行を機会にバリアフリーを一層促進し、障害者や高齢者と共生できるノーマライゼーションを達成されたい。

なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。

2. 同和問題の最大の壁であった結婚についての最近の調査では、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。

これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

エ. 公的施設などのバリアフリーは義務になるが、民間の施設は努力義務なので、民間施設のバリアフリー化がより一層促進されるよう「新バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の改正も視野に入られ、施策や予算の拡充をされたい。

エ. 障害者の雇用に関して水増しがあつたとの報道がされているが、事実であれば徹底して原因を究明されるところに、身体・知的・精神それぞれに非常勤職員ではなく常勤職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。

の人達が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

3. 同和向け公営・改良住宅について

ア. 今後の展望を示されたい。

イ. 応能応益の家賃制度を実施するよう地方公共団体を強力に指導されるところと、家賃の滞納をなくす取組を強化するよう地方公共団体を厳しく指導されたい。

ウ. 若年層が転出し、急激な高齢化が進むなか、一般に開放し、公募制を取り入れ、若年層を取り込むための施策として、例えば、新婚家庭や妊婦がいる家族を優先するとともに、家賃の割引をするなど新たな制度を考慮されたい。

エ. 建替えを行う場合には、単純な建替えではなく、民活を利用するなどして、低所得者だけの地域というイメージを払拭するため、バランスのとれたまちづくりされたい。

オ. 払い下げが積極的に促進されるよう地方公共団体を指導されたい。

カ. 死亡して数日か過ぎて発見される孤独死が今なお続いていることから、先進地域などを参考に、厚生労働省とより一層連携をとり対処されたい。

キ. 公営・改良住宅の管理を未だに地区の自治会や運動団体の役員に任せている地方公共団体があるが、混住化の促進や不正行為をなくすため、地方公共団体が管理・運営するよう強力な指導をされたい。

4. 「障害者差別解消法」が平成28年4月から完全実施されたことで、

ア. 新たな施策は講じられるのか。

イ. この法律の施行を機会にバリアフリーを一層促進し、障害者や高齢者と共生できるノーマライゼーションを達成されたい。

ウ. 公的施設などのバリアフリーは義務になるが、民間の施設は努力義務なので、民間施設のバリアフリー化がより一層促進されるよう「新バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の改正も視野に入られ、施策や予算の拡充をされたい。

エ. 障害者の雇用に関して水増しがあつたとの報道がされているが、事実であれば徹底して原因を究明されるところに、身体・知的・精神それぞれに非常勤職員ではなく常勤職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。